

「不利益処分」 基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	堺市立人権ふれあいセンターの使用制限	
根拠条例等・条項	堺市立人権ふれあいセンター条例第 6 条	
所 管 課	ダイバーシティ推進部 ダイバーシティ企画課	
処 分 基 準 （処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由）	・設 定 ・設定できない ・基準を公開できない 堺市立人権ふれあいセンター条例第 6 条 第 6 条 次の各号のいずれかに該当するときは、前条第 2 項又は第 3 項の許可をしない。 (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。 (2) 施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。 (3) 営利を目的として使用するものと認めるとき。 (4) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。 (5) 前各号に掲げる場合のほか、センターの管理上支障があり、市長において使用させることが不適當であると認めるとき。	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 ・弁 明
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	ただし、行政手続条例第 1 3 条第 2 項第 1 号に規定する「公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。」に該当するため、手続を省略する。
	個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠例規及び条項	